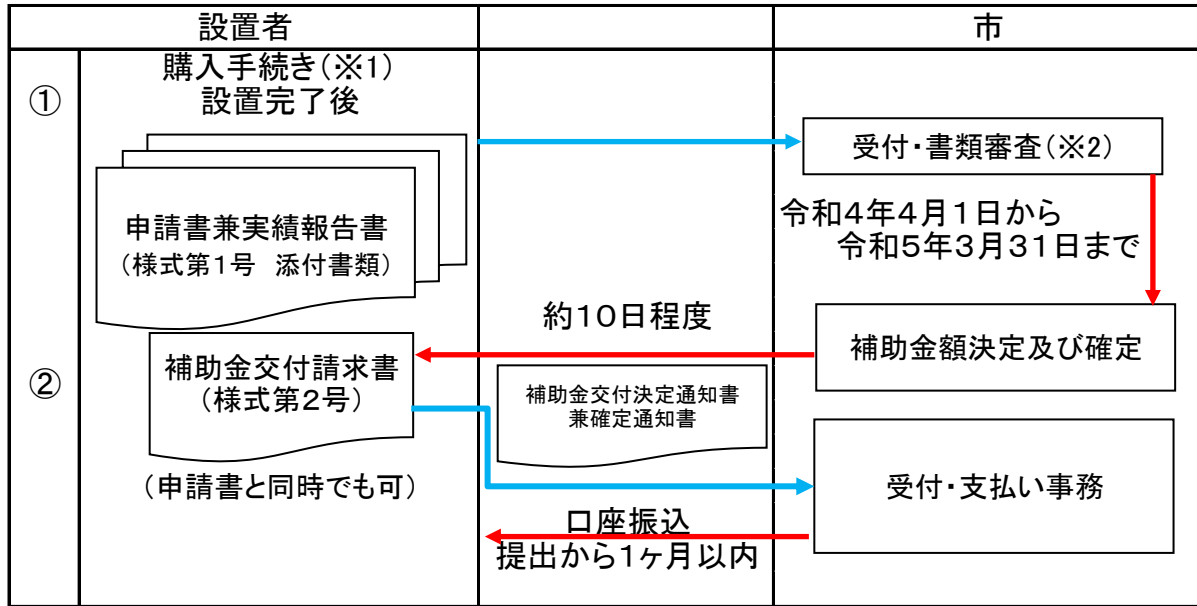


佐久市省エネ家電製品普及促進事業フローチャート LED照明の手続きの流れ



※1 令和4年4月1日以降に購入したものが対象。

※2 審査の結果、交付対象とならないと判断される場合がありますので申請の際は、要綱等をよくご確認頂きますようお願いいたします。

添付書類(必要書類)は、下記の書類を添付してください。

- 1 対象製品を購入した際の領収書等の写し
- 2 対象製品の形状、規格、構造等が確認できるカタログや仕様書等の写し
- 3 メーカーが発行した対象製品の保証書の写し
- 4 買換え前後の機器の設置状況等が分かる写真

● 請求書について、同時提出も可能です。

交付の条件

- 市内の事業所で購入した未使用品であること。
- 既存の照明(LED照明を除く)からの買換えであること。
- 買換えるLED照明の購入価格の合計が5,000円以上であること。
(工事費含む。)
- 市内に住所があり、自ら居住する市内の住宅に設置する方。
- 市税の滞納のない方。
- 1世帯につき、1回限り。

補助額

- 市内の事業所からの購入で最大2,000円(補助率1/4以内)。
- 市内に本店のある事業所からの購入で最大5,000円(補助率1/2以内)。